

令和4年度高麗山公園レストハウス食堂及び売店運営事業者
選定及び特定のための公募型プロポーザル実施要領



令和4年10月

平塚市都市整備部 みどり公園・水辺課

I 実施要件等

1 趣旨	2
2 事業の概要	2
3 施設管理について	2
4 経費の負担	3
5 運営に関する条件	5
6 管理許可の取消し又は停止	7
7 原状回復及び返還	7
8 損害賠償	7
9 有益費等の請求権の放棄	8
10 その他	8

II 募集要件等

1 参加資格	8
2 プロポーザルの日程	9
3 プロポーザルの手順	10
4 審査方法及び審査基準等	12
第1次審査事項（別表第1）	15
第2次審査事項（別表第2）	16
企画提案書における提案内容【食堂】（別表第3（1））	17
企画提案書における提案内容【売店】（別表第3（2））	18
見学会参加申込書（第1号様式）	19
参加表明書（第2号様式）	20
誓約書（第3号様式）	21
企画提案書（第4号様式）	22
会社（業務）概要【食堂】（第5号様式（1））	23
会社（業務）概要【売店】（第5号様式（2））	24
質問書（第6号様式）	25

I 実施要件等

1 趣旨

現在、高麗山公園レストハウスに公園利用者の利便性の向上を図るため、食堂及び売店を設置し、公募型プロポーザル方式により選定及び特定した民間事業者による運営を実施していますが、当該食堂及び売店の施設管理の許可期間が令和5年3月31日をもって満了します。

令和5年度からも民間事業者による管理運営を実施するに当たり、公平性、市民サービスの向上及び観光の視点を確保することが重要であるため、実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定及び特定することを目的として、公募型プロポーザルを実施するための必要な手続等について定めます。

2 事業の概要

高麗山公園レストハウス2階の食堂若しくは1階の売店において、施設管理許可に基づき運営事業者が次の事業の実施運営を行います。

使用物件	神奈川県平塚市万田790番地 ① 【食堂】床面積 約183㎡（別紙「食堂図面」参照）（※1） ② 【売店】床面積 約48㎡（別紙「売店図面」参照）（※2）
使用期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。ただし、運営事業者と市との協議により、期間を短縮又は延長する場合があります。
使用用途	① 【食堂】食堂の経営、清掃その他維持管理 ② 【売店】売店の経営、清掃その他維持管理（※3）
座席数	【食堂】62席（現状）
使用料	① 【食堂】66,000円/月額 ② 【売店】41,000円/年額
参考	湘南平利用者数：982,000名/年（出展：令和3年神奈川県入込観光客調査（第4表）主要観光地点・主要観光施設・主要観光行事別観光客数より）

※1 2階の展望レストランフロア、厨房(従業員更衣室・便所を含みます。)、便所及び風除室並びに1階の食品庫及びプロパン室の総床面積です。なお、食堂スペースのみの床面積は約117㎡です。

※2 1階の売店、湯沸室及び階段下倉庫の総床面積です。

※3 売店外での自動販売機の設置及び管理は、使用用途②に含まれませんのでご注意ください。

3 施設管理について

1 許可申請

運営事業者（施設管理候補者。以下「候補者」といいます。）は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定により、市に施設管理に係る申請書を提出し、公園施設（食堂又は売店）の管理許可を受けるものとします。

2 使用期間等

使用期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とします。ただし、運営事業者と市との協議により、期間を短縮又は延長する場合があります。やむを得ず、期間中に管理許可を市から解除し、又は運営事業者から解約する場合は、その6か月前までにその旨を書面で相手方に提出した上で、協議を行うものとし、これに要する期間は使用期間に含めます。

3 使用料等

運営事業者は、平塚市都市公園条例（昭和36年条例第33号）第13条の規定に基づき、市に使用料を納付するものとし、市に使用料を納付するものとし、市に発行する納入通知書により納付してください。

4 経費の負担

運営事業者は、次の経費を負担してください。

1 電気料金及び上下水道料金

個別メーターを設置し、実費を徴収します。

2 通信費及びガス（LP）料金

運営事業者が個別に契約をし、料金を支払ってください。

3 設備、機器、その他必要経費の負担区分

それぞれ次の表のとおりとします。

(1) 【食堂】

項目	負担区分		備考
	市	運営事業者	
建物及び建物に付随する建築設備の点検、修繕等	○	(※○)	※ 運営事業者の故意又は過失がある場合の修繕等は、運営事業者の負担とします。
店舗内装（壁紙等）		○	原状での引き渡しとし、壁紙等を変更する場合は、事前に市と協議をしてください。
厨房設備機器類の購入費	○	(※○)	※ 別途必要な設備機器類は運営事業者の負担とします。
厨房設備機器類の修繕費	○	(※○)	日常のメンテナンスや管理は運営事業者が行ってください。 ※ 日常の小規模な損傷等については、運営事業者の負担とします。
厨房内什器購入費及び修繕費・補充費		○	なべ、釜、棚等
食器等購入費及び補充費		○	皿、箸、グラス、盆等

項目	負担区分		備考
	市	運営事業者	
食堂（飲食スペース）、トイレ・更衣室・風除室内の什器備品購入費・装飾費及び修繕費・補充費		○	テーブル・椅子、店内BGM、カーテン、陳列棚、ハンガーラック等
事務用機器及び通信機器購入費及び維持管理費		○	固定電話、パソコン等
消耗品等購入費及び補充費		○	
食堂（飲食スペース）、厨房等の改装・維持費	○	(※○)	※ 運営事業者に瑕疵がある場合や改良のために修繕する場合等は、運営事業者の負担とします。
食堂（飲食スペース）、トイレ・更衣室・風除室内清掃費		○	テーブル・椅子等の日常清掃及び床面ワックス等の定期清掃
厨房内清掃費		○	厨房内の日常清掃並びにダクト及びグリストラップ等の定期清掃
飲料水水質検査等定期点検費	○		水道法に基づく点検
防虫・防鼠対策		○	日常の防虫・防鼠対策
精算システムの購入費		○	レジ、券売機等の購入費
精算システムの維持管理費		○	レジ、券売機等の保守メンテナンス費用等
警備	○		空間センサー等による機械警備
廃棄物処理費		○	
衛生管理費及び安全管理費		○	
その他		○	広告宣伝費、従業員に関する経費、運営に必要な各種手続きに要する経費等

※ 項目、備考等の解釈に疑義が生じた場合やこの要領に定めのない事項については、別途、市と運営事業者とで協議するものとします。

(2) 【売店】

項目	負担区分		備考
	市	運営事業者	
建物及び建物に付随する建築設備の点検、修繕等	○	(※○)	※ 運営事業者の故意又は過失がある場合の修繕等は、運営事業者の負担とします。
店舗内装（壁紙等）		○	原状での引き渡しとし、壁紙等を変更する場合は、事前に市と協議をしてください。
売店内什器備品購入費・装飾費及び修繕費・補充費		○	陳列棚、テーブル・椅子、看板等
事務用機器及び通信機器購入費及び維持管理費		○	固定電話、パソコン等
消耗品購入費及び補充費		○	
売店の改装・維持費	○	(※○)	※ 運営事業者に瑕疵がある場合や改良のために修繕する場合等は、運営事業者の負担とします。
売店内清掃費		○	テーブル・椅子等の日常清掃及び床面ワックス等の定期清掃
精算システムの購入費		○	レジ等の購入費
精算システムの維持管理費		○	レジ等の保守メンテナンス費用等
警備	○		空間センサー等による機械警備
廃棄物処理費		○	
衛生管理費及び安全管理費		○	
その他		○	広告宣伝費、従業員に関する経費、運営に必要な各種手続きに要する経費等

※ 項目、備考等の解釈に疑義が生じた場合やこの要領に定めのない事項については、別途、市と運営事業者とで協議するものとします。

5 運営に関する条件

1 食堂運営に関する条件（仕様）等

(1) 営業時間及び営業日（休業日）に関する条件

営業日（休業日）及び営業時間は、運営事業者の提案に基づき、市との協議により決定します。ただし、次の条件を満たす必要があります。

ア 営業時間

(ア) レストハウスの開放時間内（9時30分～21時30分）で運営すること

(イ) 現在、ディナーの営業は行っていませんが、ディナーの提案も可とする

イ 休業日 売店と別日とすること

(2) 営業内容等に関する条件

メニューの内容や価格については、公園利用者のサービス向上を前提として、市の承認を得て運営事業者が決定します。ただし、次の条件を満たす必要があります。

ア 地元事業者への配慮及び地元食材の利用に努めること

イ 安心安全な食材を利用すること

ウ 毎月の売上及び利用者数を書面にて市に提出すること

エ 食堂の指定された用途以外の使用は禁止とする。また、管理許可の一部又は全部を他の者に転貸し、譲渡し、又は担保に供することはできない

オ 使用財産は、飲食業の用途以外では使用しないこと

カ 事業の継続性及び経営の健全性に配慮した収支計画とすること

キ 業務責任者を定め、市に報告すること

ク 案内看板等のデザイン及び設置には市の事前承諾を得ること

ケ 事業実施施設及びその周辺を清潔に保ち、公園内の美観、衛生環境を損なわないよう、清掃等の維持管理を行うこと

コ 常駐する従業員には公的施設内の業務であることを自覚させ、清潔感のある身なりで業務に当たるとともに、利用者に対し、丁寧な接客対応に努めること

サ 利用者からの要望、苦情等に対しては誠意を持って対応すること

シ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令を遵守し、衛生管理及び健康管理を徹底すること

ス 営業時間外の施設等、安全管理を徹底すること

セ 運営に伴い発生する廃棄物（食品残さ、一般廃棄物、産業廃棄物等）は運営事業者の責任及び負担により適正に処理すること

ソ 商品、仕入れ材料等の搬入時間帯及び経路については、市の了解を得ること

タ 災害発生時は物資を提供する等、市の災害対応活動に協力すること

チ 市から災害対応訓練や研修会への参加を要請された場合は、対応すること

ツ 市が行う活動（不定期のイベントや魅力アップ事業等を含む。）に協力すること

テ レストハウスの維持管理に係る点検や修繕の際は、休業対応その他の協力をすること

ト 店舗明渡しの際には、必ず運営事業者の負担により原状回復をすること

ナ その他、市から指示がある場合は、速やかに対応すること

2 売店運営に関する条件（仕様）等

(1) 営業時間及び営業日（休業日）に関する条件

営業日（休業日）及び営業時間は、運営事業者の提案に基づき、市との協議により決定します。ただし、次の条件を満たす必要があります。

ア 営業時間 レストハウスの開放時間内（9時30分～21時30分）で運営すること

イ 休業日 食堂と別日とすること

(2) 営業内容等に関する条件

商品・サービスの内容や価格については、公園利用者へのサービス向上を前提に、市の承認を得て運営事業者が決定します。ただし、次の条件を満たす必要があります。

- ア 取扱商品は手軽に買える飲食物を主な内容とすること
- イ 毎月の売上を書面にて市に提出すること
- ウ 売店の指定された用途以外の使用は禁止とする。また、管理許可の一部又は全部を他の者に転貸し、譲渡し、又は担保に供することはできない
- エ 使用財産は、小売業の用途以外で使用しないこと
- オ その他の条件は、「1 食堂運営に関する条件（仕様）等（2）営業内容等に関する条件」の「カ 事業の継続性及び経営の健全性に配慮した収支計画とすること」から「ナ その他、市から指示がある場合は、速やかに対応すること」までと同様とする。

6 管理許可の取消し又は停止

市は、次のいずれかに該当するときは管理許可を取り消し、又は停止することができるものとします。この場合において、運営事業者が生じた損害又は損失に対して市はその賠償又は補償の責めを負わないものとします。

- 1 運営事業者が許可条件に違反したとき
- 2 参加資格の詐称その他不正な手段により許可を受けていたことが判明したとき
- 3 使用料の支払いの有無にかかわらず、正当な理由なく休業状態が1か月以上継続しているとき
- 4 食品衛生法に基づく営業許可の取消し又は営業の禁止若しくは停止を受けるなどして、著しく信用が失墜したと認められるとき
- 5 その他管理に関して不適切であると市長が認めたとき

7 原状回復及び返還

- 1 施設管理期間が満了し更新されない場合又は管理許可が取消しとなった場合は、運営事業者は自己の費用をもって市が指定する期日までに使用物件を速やかに原状回復した上で返還してください。ただし、市が特に承認した場合は、この限りではありません。
- 2 運営事業者が市の指定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを運営事業者に請求することができるものとします。この場合において、運営事業者は何ら異議を申し立てることはできません。

8 損害賠償

- 1 運営事業者は、その責に帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用物件の損害に相当する金額を損害賠償として市に支払ってください。ただし、運営事業者が自己負担により原状回復した場合は、この限りではありません。
- 2 運営事業者は、販売した飲食物に起因し、食中毒又は伝染病等の事故が発生したときは、これによる損害を賠償してください。

- 3 前2項に定める場合のほか、使用物件の使用に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て運営事業者の責任によりその損害を賠償してください。

9 有益費等の請求権の放棄

運営事業者が使用物件に投じた有益費、修繕費その他の費用については、これを市に請求し、又は異議を申し立てる等の行為は一切できないものとします。

10 その他

この要領の解釈、施設管理の内容その他物件の使用等について疑義が生じたときは、市と運営事業者とで協議してこれを決定するものとします。

II 募集要件等

1 参加資格

次に掲げる要件を満たしている必要があります。

- 1 食堂又は売店運営事業の趣旨を理解し、出店に意欲のある者であること
- 2 平塚市に事務所（事業所）を有する団体（法人・個人事業主等）であること
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと
- 4 公募日から候補者として特定されるまでの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けている者でないこと
- 5 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと
- 6 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反する者でないこと
- 7 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた者については、この限りでない。
- 8 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた者については、この限りでない。
- 9 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと
- 10 国税又は地方税を滞納している者でないこと
- 11 公募開始時点で、過去2年以上継続して食堂又は小売業を経営した実績を有すること
- 12 食品衛生法に基づく飲食店営業許可その他必要な許可を受けており、食堂又は売店の運営に必要な営業許可が受けられる見込みがあること
- 13 過去3年以内に食品衛生法及び関係法令に違反し、行政処分等を受けた者でないこと
- 14 食中毒等の事故歴について、過去1年以内に繰り返し事故の発生がないこと
- 15 公的施設内での食堂又は売店の運営管理を行うにふさわしい資力、能力、社会的信用等を有する者であること

16 営業に関し法律上必要とされる資格、免許等を有する者を従事させることができる者であること

17 従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、社会保険諸法令その他従業員に対する法令条理責任の全てを負い、責任を持って労務管理をすることができる者であること

2 プロポーザルの日程

概ね次のスケジュールを予定していますが、応募者多数の場合などは、日程を変更することがあります。

内 容	日 程
○プロポーザル実施の公告 ○広報ひらつか・市ホームページ掲載 ○実施要領配布開始	令和4年10月7日（金）
○参加表明書受付期間	令和4年10月7日（金）～10月21日（金） 正午まで
○現場説明会（希望者のみ）	令和4年10月12日（水）14時00分～15時00分 ※ 申込受付期限は、10月11日（火）正午まで
○質問書提出期間	令和4年10月7日（金）～10月13日（木） 17時00分まで
○質問回答期日	令和4年10月19日（水）
○招請通知及び非選定通知	令和4年10月31日（月）発送予定
○企画提案書提出期間	令和4年10月31日（月）～11月21日（月） 17時00分まで
○プレゼンテーション・ヒアリング	令和4年11月30日（水）午後 ※ 詳細は、招請通知に記載します。
○提案書の特定通知及び非特定通知	令和4年12月5日（月）発送予定
○運営事業者への管理許可	令和5年3月上旬 ※ 別途、管理許可申請手続等が必要です。
○運営開始	令和5年4月1日（土）以降 ※ 開始日は、市との協議により決定します。

3 プロポーザルの手順

各日程の詳細は、次のとおりです。

1 公募開始（実施要領の配布）

配布期間	令和4年10月7日（金）～10月21日（金）
入手方法	平塚市のホームページに掲載しているのので、以下の URL からダウンロードしてください。 https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kanko/page49_00001.html ※ 募集要項は、平塚市みどり公園・水辺課公園管理担当（平塚市役所本館6階603番窓口）でも配布しています。

2 参加表明書受付

受付期間	令和4年10月7日（金）～10月21日（金）正午まで
提出先	〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 平塚市みどり公園・水辺課公園管理担当（平塚市役所本館6階603番窓口）
提出書類	<p>【法人・個人共通】</p> <p>1 参加表明書（第2号様式）</p> <p>2 誓約書（第3号様式）</p> <p>3 会社（業務）概要（第5号様式（1）又は（2））</p> <p>※ 業務実績について、床面積や座席数（食堂）など業務内容が分かる書類や、公的機関内の受託実績がある場合は、契約書の写しを添付してください。</p> <p>4 営業に関する資格・免許等の写し</p> <p>【法人の場合】</p> <p>5-1 商業・法人登記簿謄本</p> <p>6-1 直前2事業年度分の財務諸表類（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）の写し</p> <p>7-1 本社及び参加予定営業所の国税、都道府県税及び市町村税について未納税額がないことの証明書（各税の完納証明書）</p> <p>※ 市町村税のうち、平塚市内に本社又は参加予定営業所がある場合は、平塚市の市税完納証明書を提出してください。</p> <p>【個人の場合】</p> <p>5-2 住民票の写し</p> <p>6-2 直前2年分の財務諸表類（青色申告決算書又は収支内訳書（所得の内訳書を含む。））の写し</p> <p>7-2 国税、都道府県税及び市町村税について未納税額がないことの証明書（各税の完納証明書）</p> <p>※ 市町村税のうち、平塚市内在住者については、平塚市の市税完納証明書を提出してください。</p> <p>【備考】</p> <p>公的機関が発行する証明書については、発行後3カ月以内のものに限ります。</p>

提出方法	<p>期限厳守の上、上記書類を持参又は郵送により提出してください。</p> <p>※ 郵送の場合は書留郵便とし、必ず電話（（0463）21-9852）で到着を確認してください。</p> <p>※ 提出後における内容変更、差替え又は再提出は、特別な事情がある場合を除き認めません。</p>
備考	上記書類のほか、必要に応じ別の書類の提出を求めることがあります。

3 現場見学会（希望者のみ）

開催期間	令和4年10月12日（水）14：00～15：00
開催場所	平塚市万田790番地 高麗山公園レストハウス 1F売店又は2F食堂
申込方法	<p>電子メール（送付先：midori@city.hiratsuka.kanagawa.jp）により、見学会参加申込書（第1号様式）を提出してください。</p> <p>※ 送信後、必ず電話（（0463）21-9852）で到着を確認してください。</p>
申込期間	令和4年10月7日（金）～10月11日（火）正午まで
備考	<p>1 現場見学会の出席の有無は、審査の対象ではありません。</p> <p>2 現場見学会においても、本件プロポーザルに関する疑義は、全て質問書（第6号様式）によるものとします。</p> <p>3 見学会の開催時間中は、食堂及び売店を自由に見学できます。</p>

4 質問書の受付

本件プロポーザルに関する質疑は、全て質問書によることとしています。質疑がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

受付期間	令和4年10月7日（金）～10月13日（木）17時00分まで
提出方法	<p>電子メールにより提出してください。</p> <p>送付先：midori@city.hiratsuka.kanagawa.jp</p>
提出様式	<p>1 送信の際の件名は次のとおりとします。</p> <p>件名：高麗山公園レストハウス食堂及び売店運営事業者公募に関する質問について（運営事業者名+担当者氏名+送信年月日）</p> <p>2 質問内容を記載した質問書（第6号様式）を電子メールに添付してください。</p>
回答方法	全ての質問と回答を取りまとめて、参加表明者全員へ電子メールにて回答を返信します。
回答期日	令和4年10月19日（水）
備考	<p>1 参加表明書の提出前であっても質問書を提出することができます。</p> <p>2 参加表明書を提出した場合、質問書の受付期間後に当該公募型プロポーザルに関する事項について不明な点があったことを理由として、異議を申し立てることはできません。</p>

5 企画提案書の提出

受付期間	令和4年10月31日（月）～11月21日（月）17時00分まで
提出先	〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 平塚市みどり公園・水辺課公園管理担当（平塚市役所本館6階603番窓口）
提出方法	直接持参してください。
提出書類等	【企画提案書類】 企画提案書（第4号様式）を表紙とし、（別表第3（1）又は（2））「企画提案書（第4号様式）における提案内容」を参照して、食堂・売店共通事項3項目、個別事項2項目の計5項目をA4判（片面）に項目ごとにまとめて、 <u>10部提出</u> してください。※ 枚数の指定はありません。 ※ 食堂・売店の両施設の場合は、計7項目となります。
備考	1 企画提案書類には、会社名、ロゴマーク等、作成者が特定されるものを表示しないでください。 2 提案は、本実施要領「I 実施要件等」に合致する内容としてください。 3 企画提案書類は、左綴じとしてください。

6 プレゼンテーション・ヒアリング

開催日時	令和4年11月30日（水）午後 ※ 実施時刻等の詳細は、招請通知に記載します。
開催場所	平塚市浅間町9番1号 平塚市役所本館7階706会議室（1）
内容	提案者による企画提案書の説明（10分程度）及び審査員によるヒアリング（10分程度）（全体で20分程度）
備考	1 企画提案書類の中で、特に強調したい項目を中心に説明してください。 2 出席者は、新型コロナウイルス感染症対策のため、担当者を含め2名以内としてください。 3 会社名を表示した衣類、バッジ等、提案者名を特定できるようなものは身につけないでください。 4 5の場合を除き、当日に新しい資料等を提出することはできません。提出済みの企画提案書に基づき説明してください。 5 パワーポイントを使用する場合は事前に市に連絡をし調整してください。この場合、提出済みの企画提案書以外の資料等をパワーポイントのデータとして使用することができます。

4 審査方法及び審査基準等

1 審査方法

審査にあたり、「高麗山公園レストハウス食堂及び売店運営事業者公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置した上で、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を実施し、評価を行います。

(1) 第1次審査

参加表明書（第2号様式）等の書類を不備なく提出した者を対象に、事務局による書類審査を実施します。欠格事項その他不適当な事実がなければ全事業者を対象に第2次審査を実施します。ただし、申込件数が多く、第2次審査を1日で実施することが困難と判断される場合は、（別表第1）第1次審査事項の内容を評価し、選定する場合があります。

(2) 第2次審査

第1次審査の通過者のうち、企画提案書（第4号様式）等の書類を不備なく提出した者を対象に、審査委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、（別表第2）第2次審査事項の内容等を評価します。各委員が審査項目ごとに採点した点数を集計し、合計点が最も高い応募者（最上位者）を運営事業者（候補者）として特定します。

(3) 選定結果の通知及び公表

第1次審査選定結果は、提出者へ書面で通知します。また、第2次審査特定結果は、提案者へ書面で通知するとともに、運営事業者（候補者）については、市ホームページに掲載します。

2 留意事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該提案は無効とします。

- (1) 提案者が「Ⅱ-1 参加資格」に定める資格等を満たしていない場合
- (2) 提案書類の提出方法又は提出期限が適合しない場合
- (3) 提案書類の様式及び内容が、この要領に示した条件に適合しない場合
- (4) 提案書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 提案書類の提出後、審査委員会の委員（委員の氏名等は公表しない）に対して提案書類についての援助、問合せを直接的又は間接的に求めた場合
- (6) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）当日に、特段の理由なく出席しなかった場合。

3 その他

- (1) 募集及び審査は、食堂・売店のそれぞれで行うこととしますが、同一事業者による両施設への参加も可能です。
- (2) 提出書類の内容については、当該運営事業者選定業務以外には利用しません。
- (3) 提出書類については、返却できません。
- (4) 書類の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とします。
- (5) 書類の内容に関して、市から確認又は問合せを行う場合があります。
- (6) 提出書類に係る添付書類のうち証明書等については、いずれも発行後3か月以内のものとしてください。
- (7) 必要に応じて、他の書類の提出を求める場合があります。

4 特定後の手続き

(1) 管理許可

運営事業者（候補者）は、都市公園法第5条第1項の規定により、市に施設管理に係る申請書を提出し、公園施設（食堂又は売店）の管理許可を受けるものとします。

(2) 運営事業者（候補者）の特定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、運営事業者（候補者）の特定を取り消し、次順位者から順次特定します。

ア 特定から事業開始までの間に運営事業者（候補者）の事情変化等により企画提案した事業の運営が履行できないと市が判断したとき

イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと市が判断したとき

5 情報公開

当該運営事業者の公募において、市に提出した資料は、平塚市情報公開条例（平成14年条例第24号）その他の法令等に基づき公開することがあります。

6 問合せ先

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

平塚市役所都市整備部みどり公園・水辺課公園管理担当（平塚市役所本館6階603番窓口）

TEL：(0463) 21-9852

FAX：(0463) 21-9769

電子メール：midori@city.hiratsuka.kanagawa.jp

第1次審査事項

食 堂	
(1) 業務実績	
(2) 食堂営業年数	
(3) 財務状況等	
売 店	
(1) 業務実績	
(2) 売店営業年数	
(3) 財務状況等	

第2次審査事項

	審査項目	審査内容
食堂・売店共通事項	運営能力	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のコンセプト ・公的施設への出店の考え方 ・経営努力の考え方 ・運営実績 ・財務状況・収支計画
	環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への配慮 ・廃棄物の回収・処理方法
	安全管理・食品衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理 ・危機管理体制・緊急時体制 ・食品衛生・清掃管理
食堂・売店個別事項	利用者へのサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・メニュー（食堂）又は商品・取扱いサービス（売店）の構成 ・メニュー（食堂）又は商品・取扱いサービス（売店）の特徴 ・その他利用者サービス
	自由提案	<ul style="list-style-type: none"> ・アピールポイント ・店舗以外での活動の提案 ・協力体制

企画提案書（第4号様式）における提案内容【食堂】

項目	内容	備考	
共通事項	運営能力	事業のコンセプト	食堂を運営することに対してどのように考えているか。店舗のレイアウト等について記載すること
		公的施設への出店の考え方	公的施設内で出店することに対してどのように考えているか。営業日、営業時間、クレーム又は要望への対応並びに従業員の配置計画及び接客教育体制等について記載すること
		経営努力の考え方	経営理念を記載すること
		運営実績	食堂の運営についてどのような実績があるか。公的機関での実績があれば記載すること
		財務状況・収支計画	財務状況及び収支計画を記載すること
	環境配慮	環境への配慮	省エネルギーに関する具体的な取組等について記載すること
		廃棄物の回収・処理方法	廃棄物処理計画について記載すること
	安全管理・食品衛生	安全管理	安全管理について従業員の体制及び従業員に対する教育・研修計画を記載すること
		危機管理体制・緊急時体制	防犯等の危機管理体制及び災害等の緊急時体制並びに物流のバックアップ体制について記載すること
		食品衛生・清掃管理	衛生管理について記載すること
個別事項	利用者へのサービス	メニューの構成	メニューの種類や価格について記載すること
		メニューの特徴	メニューのコンセプトや創意工夫についてどのように考えているか。使用する食材等を記載すること
		その他利用者サービス	その他利用者へのサービスについて記載すること
	自由提案	アピールポイント	地元食材等の活用など、出店に際しアピールできる事項、特徴のある事項、公園利用者に訪れてみたいと思わせる提案等を記載すること
		店舗以外での活動の提案	上記のほか、店舗以外の公園内においてできる、地域振興や賑わい創出に繋がる活動やイベント等のアイデアを記載すること
		協力体制	市が協力を求める事項（市が行う事業を含む。）に対してどのような対応を考えているか。地域貢献、来場者や障がい者への配慮等の観点から記載すること

企画提案書（第4号様式）における提案内容【売店】

項目	内容	備考	
共通事項	運営能力	事業のコンセプト	売店を運営することに対してどのように考えているか。店舗のレイアウト等について記載すること
		公的施設への出店の考え方	公的施設内で出店することに対してどのように考えているか。営業日、営業時間、クレーム又は要望への対応並びに従業員の配置計画及び接客教育体制等について記載すること
		経営努力の考え方	経営理念を記載すること
		運営実績	売店の運営についてどのような実績があるか。公的機関での実績があれば記載すること
		財務状況・収支計画	財務状況及び収支計画を記載すること
	環境配慮	環境への配慮	省エネルギーに関する具体的な取組等について記載すること
		廃棄物の回収・処理方法	廃棄物処理計画について記載すること
	安全管理・食品衛生	安全管理	安全管理について従業員の体制及び従業員に対する教育・研修計画を記載すること
		危機管理体制・緊急時体制	防犯等の危機管理体制及び災害等の緊急時体制並びに物流のバックアップ体制について記載すること
		食品衛生・清掃管理	衛生管理について記載すること
個別事項	利用者へのサービス	商品及び取扱いサービスの構成	商品及び取扱いサービスの種類や価格について記載すること
		商品及び取扱いサービスの特徴	商品及び取扱いサービスのコンセプトや創意工夫についてどのように考えているかを記載すること
		その他利用者サービス	その他利用者へのサービスについて記載すること
	自由提案	アピールポイント	新商品の提案など、出店に際しアピールできる事項、特徴のある事項、公園利用者に訪れてみたいと思わせる提案等を記載すること
		店舗以外での活動の提案	上記のほか、店舗以外の公園内においてできる、地域振興や賑わい創出に繋がる活動やイベント等のアイデアを記載すること
		協力体制	市が協力を求める事項（市が行う事業を含む。）に対してどのような対応を考えているか。地域貢献、来場者や障がい者への配慮等の観点から記載すること

(受付番号:)※平塚市記入欄

(第1号様式)

令和 年 月 日

見学会参加申込書

(提出先)

平塚市長 落合 克宏

(提出者)

所在地又は住所

商号又は名称

所属部署

担当者名

電話番号

電子メールアドレス

(事業名) 高麗山公園レストハウス食堂及び売店運営事業

標記事業に関する見学会への参加を申し込みます。

見学希望施設 (食堂 ・ 売店) ※対象施設に○をつけてください。

【出席者】

	所 属 部 署	氏 名
1		
2		

(受付番号:)※平塚市記入欄

(第2号様式)

令和 年 月 日

参加表明書

(提出先)

平塚市長 落合 克宏

(提出者)

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者)

所属部署

担当者名

送付先住所

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス

(事業名) 高麗山公園レストハウス食堂及び売店運営事業

標記事業の公募型プロポーザルへ参加したいので、関係書類を提出します。

なお、提出者は本プロポーザルの参加資格要件を全て満たしております。

申込希望施設（食堂・売店） ※対象施設に○をつけてください。

【添付書類】※ 公的機関が発行する証明書については発行後3カ月以内のものに限る。

(共通) ①誓約書(第3号様式)、②会社(業務)概要(第5号様式(1)又は(2))、③営業に関する資格・免許等の写し

(法人の場合) ④商業・法人登記簿謄本、⑤直前2事業年度分の財務諸表類(貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書)の写し、⑥本社及び参加予定営業所の国税・都道府県税及び市町村税※について未納税額がないことの証明書(各税の完納証明書)

※ 市町村税のうち、平塚市内に本社又は参加予定営業所がある場合は、平塚市の市税完納証明書

(個人の場合) ④住民票の写し、⑤直前2年分の財務諸表類(青色申告決算書又は収支内訳書(所得の内訳書を含む。))の写し、⑥国税・都道府県税及び市町村税※について未納税額がないことの証明書(各税の完納証明書)

※ 市町村税のうち、平塚市内在住者については、平塚市の市税完納証明書

(受付番号:)※平塚市記入欄

(第3号様式)

令和 年 月 日

誓 約 書

(提出先)

平塚市長 落合 克宏

所在地又は住所.....

商号又は名称.....

代表者名..... 印.....

私は、次の事項について誓約するとともに、万一これらに違反する行為があったときは、参加資格の取消しの処分を受けることについて異議を申し立てません。

1. 高麗山公園食堂及び売店運営事業者公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）への参加表明及び企画提案に当たり提出した添付書類を含む全ての書類は、真実に基づいて記載したものです。
2. 次のいずれの要件も満たしています。
 - (1) 食堂又は売店運営事業の趣旨を理解し、出店に意欲のある者であること
 - (2) 平塚市に事務所（事業所）を有する団体（法人・個人事業主等）であること
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと
 - (4) 公募日から候補者として特定されるまでの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けている者でないこと
 - (5) 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと
 - (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反するものでないこと
 - (7) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた者については、この限りでない。
 - (8) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた者については、この限りでない。
 - (9) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと
 - (10) 国税又は地方税を滞納している者でないこと
 - (11) 公募開始時点で、過去2年以上継続して食堂又は小売業を経営した実績を有すること
 - (12) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可その他必要な許可を受けており、食堂又は売店の運営に必要な営業許可が受けられる見込みがあること
 - (13) 過去3年以内に食品衛生法及び関係法令に違反し、行政処分等を受けた者でないこと
 - (14) 食中毒等の事故歴について、過去1年以内に繰り返し事故の発生がないこと
 - (15) 公的施設内での食堂又は売店の運営管理を行うにふさわしい資力、能力、社会的信用等を有する者であること
 - (16) 営業に関し法律上必要とされる資格、免許等を有する者を従事させることができる者であること
 - (17) 従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、社会保険諸法令その他従業員に対する法令条理解責任の全てを負い、責任を持って労務管理をすることができる者であること
3. 本プロポーザルに参加するに当たっては、関係法令及び諸規定を遵守し、誠実にこれを履行します。
4. 本プロポーザルに関して知り得た情報を機密情報として取扱い、他の目的への使用及び第三者への開示・漏洩をいたしません。
5. 参加表明書等の提出後、本プロポーザルに関する事項について、不明な点があったことを理由として、異議を申し立てません。

(受付番号:)※平塚市記入欄

(第4号様式)

令和 年 月 日

企画提案書

(提出先)

平塚市長 落合 克宏

(提案者)

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者)

所属部署

担当者名

送付先住所

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス

(事業名) 高麗山公園レストハウス食堂及び売店運営事業

標記事業に係る企画提案書を本書のとおり提出します。

申込希望施設 (食堂 ・ 売店) ※対象施設に○をつけてください。

(受付番号:)※平塚市記入欄

(第5号様式(1))

会社(業務)概要【食堂】

商号又は名称		
代表者名		
設立年月日		
資本金		
従業員数	役員(又は個人事業主)	名
	正社員(又は専従者)	名
	パート・アルバイト等	名
本店所在地又は住所		
支店・営業所所在地		
(1) 業務実績	件(うち、公的機関内の受託実績 件)	
(2) 食堂営業年数	年(所在地:)	

※ 法人の場合は会社のパンフレット等を、個人の場合は履歴書を添付してください。

会社(業務)概要【売店】

商号又は名称		
代表者名		
設立年月日		
資本金		
従業員数	役員(又は個人事業主)	名
	正社員(又は専従者)	名
	パート・アルバイト等	名
本店所在地又は住所		
支店・営業所所在地		
(1) 業務実績	件(うち、公的機関内の受託実績 件)	
(2) 売店営業年数	年(所在地:)	

※ 法人の場合は会社のパンフレット等を、個人の場合は履歴書を添付してください。

(受付番号:)※平塚市記入欄

(第6号様式)

令和 年 月 日

質 問 書

(提出先)

平塚市長 落合 克宏

(提案者)

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

(担当者)

所属部署

担当者名

電話番号

F A X 番号

電子メールアドレス

(事業名) 高麗山公園レストハウス食堂及び売店運営事業

標記事業の公募型プロポーザルについて、次のとおり質問します。

質 問 事 項	該当ページ、行数等

※1 質問がない場合は、質問書の提出は不要です。

※2 項目番号は付けないでください。

※3 質問事項の該当部分について、「実施要領○ページ□行目」等と記入してください。

※4 欄が足りない場合は、適宜追加してください。